

自動車事故にあったとき

第三者行為による傷病



Q 休日に自動車事故にあい、健康保険で治療を受けました。健保組合に届出が必要と聞いたのですが…

A 健保組合にすみやかに連絡・届出が必要です。

休日に自動車事故等の第三者行為でけがをしたときは、健康保険を使って治療を受けられます^{※1}が、健保組合は治療費を一時的に立て替えているだけです。

後日、加害者または加害者が加入する保険会社に治療費を請求しますので、必ず健保組合に連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」等の必要書類^{※2}を届け出てください。

※1 通勤中や仕事中のけがの場合は、労災保険の対象となりますので、健康保険は使えません。

※2 任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。



第三者行為による傷病届等の提出書類は、健保組合ホームページに掲載しています。

自動車事故にあったら…



1 負傷状況を確認する

双方の状況を確認し、必要場合は救急車を呼びます。



2 加害者を確認する

車のナンバー、運転免許証、車検証などを確認します。



3 警察へ連絡する*

どんな小さな事故でも必ず警察に連絡をしましょう。



4 医療機関を受診する

一見無傷でも、後で症状が出る場合があります。



5 健保組合へ連絡する

健康保険を使って治療を受けた場合、健保組合へ連絡が必要です。



※自動車保険（任意保険）、自賠責保険（強制保険）で保険金を請求するときに必要な交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行しますが、警察への事故の届出がないと発行されません。

CHECK

こんな場合も **第三者行為となります**

健康保険を使ったら健保組合へ連絡を！

- 歩道を歩いていて自転車にぶつけられて、けがをしたとき
- 他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 外食や購入食品などで食中毒になったとき
- ゴルフ・スキーなど他人の行為によりけがをしたとき

Q 自転車同士でも第三者行為になりますか？

A 自転車同士の事故も相手があるので第三者行為になります。どちらにも過失がある場合は、どちらも被害者であり加害者になります。



⚠ 示談は慎重に！

健康保険で治療を受けたときは、加害者と示談が結ばれると、健保組合が加害者または加害者が加入する保険会社に請求するべき費用を請求できなくなることがあります。示談をする場合は、事前に健保組合にご相談ください。

⚠ 「傷病原因調査」にご協力ください（健康保険法第59条）

健保組合では、医療機関からの請求（レセプト）に外傷性の病名があった場合、その負傷原因を確認するための調査を実施しています。これは、負傷原因が「業務上や通勤途上の負傷ではないか？」「第三者行為による負傷ではないか？」などを確認するためです。問い合わせの手紙が届きましたら、ご回答をお願いします。